

医政地発1030第1号

平成30年10月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（ 公 印 省 略 ）

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

病院、診療所等の業務委託については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「通知」という。）において業務委託に当たっての留意事項等をお示ししているところです。

本年12月1日より医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号）が施行されることに伴い、通知の一部を別添のとおり改正し、同日より適用することとしておりますので、適正な運用に努めていただきますようお願いいたします。